

2026年4月17日

三井住友信託銀行
年金信託部

INDEX

【確定給付企業年金・存続厚生年金基金】 死亡の届出の省略に関する省令の公布および通知・事務連絡 の発出に伴う規約変更について

I. 法令改正の概要 「死亡の届出の省略」



POINT

- ✓ 受給権者が死亡したときは、戸籍法(昭和22年法律第224号)の規定による遺族等の死亡の届出義務者(以下、遺族等)が、30日以内(存続厚生年金基金においては10日以内)に、その旨を基金又は事業主に届け出なければならないこととされています
- ✓ 今般、以下の条件を全て満たす場合には、遺族等からの死亡の届出を省略できる旨の省令、通知および事務連絡が令和8年3月27日付で公布・発出されました(以下、今回の法令改正)

基金又は事業主への死亡の届出を省略するための必須条件

- ① 受給権者が令和8年4月1日以降に死亡している
- ② 受給権者が死亡した日から7日以内に、遺族等により戸籍法の規定による死亡の届出が行われている
- ③ 基金又は事業主が、企業年金連合会(以下、連合会)に年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報(以下、J-LIS情報)の提供に関する業務を委託しており、当該受給権者の死亡について確認できる

- ✓ 今回の法令改正により死亡の届出を省略する場合は、規約変更が必要です

II. 対象制度(DB制度)

連合会とJ-LIS情報の提供に係る業務委託契約を締結しているDB制度のうち、死亡の届出を省略する制度

なお、連合会とJ-LIS情報の提供に係る業務委託契約を締結していない制度であって、新たに連合会と業務委託契約を締結し死亡の届出を省略する場合には、今回の法令改正に伴う規約変更に加え、業務委託契約に関する事項を規約に定める必要があります

Ⅲ.規約の施行日(DB制度)

死亡の届出を省略する運営を開始する日までの任意の日(※)

※ただし、J-LIS情報の提供を受けるために、新たに連合会と業務委託契約を締結する場合は、契約の締結日(業務委託の開始日)までの任意の日

Ⅳ.規約変更に係る基金内・社内手続き(DB制度)

基金型DB:代議員会の議決(※)

規約型DB:規約変更に係る同意(労働組合の同意又は過半数代表者の同意)は不要

(※)理事長専決の可否について

「理事長専決に関しては各基金における判断であり、基金様にて適切にご判断いただきたい」旨、厚生労働省に確認しています

Ⅴ.規約変更に係る行政宛手続き(DB制度)

■ 届出不要(DB法施行規則第7条第1項第13号に該当)

■ 当規約変更にかかる数理関係書類は不要

Ⅵ.規約例(DB制度)

[＜基金型DB＞規約変更例](#)

[＜規約型DB＞規約変更例](#)

Ⅶ. 存続厚生年金基金の取扱い

一般的に、存続厚生年金基金の規約において「死亡の届出を行わなければならない」旨の規定がないため、今回の法令改正により死亡の届出を省略する場合であっても規約変更は不要ですが、給付規程などに「死亡の届出を行わなければならない」旨が規定されている場合は該当する規程の変更が必要となります(代議員会の議決が必要)。規程の修正案については、弊社営業担当者宛てご相談ください

Ⅷ.ご参考①

関連する省令、通知、事務連絡およびパブリックコメント結果は次のとおりです

【省令】[国民年金基金規則等の一部を改正する省令\(令和8年厚生労働省令第48号\)](#)

【通知】[社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令等の施行について](#)

【事務連絡】[「確定給付企業年金規約例」の一部改正について](#)

【パブリックコメント結果】[国民年金基金規則等の一部を改正する省令案に関する意見募集の結果について](#)

⇒死亡の届出を省略する要件である「戸籍法の規定による死亡の届出が7日以内に行われているかどうか」について、基金又は事業主が確認する必要はない旨の厚生労働省の考え方が示されています(No.1、3)

IX.ご参考②

死亡の届出および添付書類に関して、令和4年5月18日の事務連絡および令和7年10月1日の法令改正との改定内容の比較は以下のとおりです

	基金又は事業主への死亡の届出の届け出義務(DB法99条)	死亡を証する添付書類(DB法施行規則118条)
令和4年5月18日 事務連絡	基金又は事業主が、連合会に委託して年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けている場合においては、遺族等からの死亡の届出を待たず、失権処理が可能となったが、失権処理を行ったとしても、届出の勧奨は引き続き必要	変更なし
令和7年10月1日 省令	死亡の届出を電子情報処理組織を使用する方法により提供することも可能	情報提供等記録開示システムを通じて基金又は事業主が情報の確認ができれば添付不要
令和8年4月1日 省令	以下条件を満たした場合、死亡の届出を省略可能 ①受給権者が令和8年4月1日以降に死亡している ②受給権者が死亡した日から7日以内に、遺族等により戸籍法の規定による死亡の届出が行われている ③基金又は事業主が、連合会に年金給付の受給権者に係る機構保存本人確認情報(以下、J-LIS情報)の提供に関する業務を委託しており、当該受給権者の死亡について確認できる	死亡の届出を省略する場合は、死亡を証する書類の添付も不要

<本件のご照会先>

本資料の内容に関して疑問に思われる点、ご不明な点等がございましたら、弊社営業担当店舗等にご照会下さいませようお願い申し上げます。本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが次の担当部署までご連絡下さいませようお願い申し上げます。

[担当部署]三井住友信託銀行株式会社 年金信託部 [電話番号]03-5404-3063



年金ニュース バックナンバー (↑クリックで表示)	ペンションジャーナル マーケットコラム等 (↑クリックで表示)	三井住友信託銀行 公式HP (↑クリックで表示)
---	---	--